

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 18 年 5 月臨時会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 5 月臨時会会議録

---

平成 18 年 5 月 29 日 月曜日

---

議 事 日 程 第 1 号

平成 18 年 5 月 29 日 ( 月 ) 臨時会  
午前 10 時会議を開く

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 岩手沿岸南部広域環境組合議会議長の選挙
- 第 3 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則
- 第 4 議案第 2 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会傍聴規則
- 第 5 議席の指定
- 第 6 本日の会議録署名議員の指名
- 第 7 会期の決定
- 第 8 岩手沿岸南部広域環境組合副議長の選挙
- 第 9 議長の報告
- 第 10 管理者あいさつ
- 第 11 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し同意を求めることについて
- 第 12 議案第 2 号 岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 13 議案第 3 号 岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 14 議案第 4 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 15 議案第 5 号 岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 16 議案第 6 号 岩手沿岸南部広域環境組合管理者専決条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 17 議案第 7 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

- 第 18 議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 19 議案第 9 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 20 議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 21 議案第 11 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 22 議案第 12 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 23 議案第 13 号 岩手沿岸南部広域環境組職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 24 議案第 14 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 25 議案第 15 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 26 議案第 16 号 岩手沿岸南部広域環境組合指定金融機関の指定についての専決処分の承認を求めることについて
- 第 27 議案第 17 号 岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し専決処分の承認を求めることについて
- 第 28 議案第 18 号 平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算の専決処分の承認を求めることについて
- 第 29 議案第 19 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例
- 第 30 議案第 20 号 岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例
- 第 31 議案第 21 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例
- 第 32 議案第 22 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関する条例
- 第 33 議案第 23 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の再任用に関する条例
- 第 34 議案第 24 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例
- 第 35 議案第 25 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員互助会に関する条例
- 第 36 議案第 26 号 岩手沿岸南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例
- 第 37 議案第 27 号 岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金条例

- 第 38 議案第 28 号 岩手沿岸南部広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 第 39 議案第 29 号 岩手沿岸南部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 第 40 議案第 30 号 岩手沿岸南部広域環境組合負担金の算定に関する条例
- 第 41 議案第 31 号 公平委員会の事務の委託の協議に関し議決を求めることについて
- 第 42 議案第 32 号 平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算( 第 1 号 )
- 第 43 議案第 33 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 44 議案第 34 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

以 上

#### 本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定……………7
- 第 2 岩手沿岸南部広域環境組合議会議長の選挙……………7
- 第 3 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則……………8
- 第 4 議案第 2 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会傍聴規則……………9
- 第 5 議席の指定……………9
- 第 6 本日の会議録署名議員の指名……………9
- 第 7 会期の決定……………9
- 第 8 岩手沿岸南部広域環境組合議会副議長の選挙……………10
- 第 9 議長の報告……………10
- 第 10 管理者あいさつ……………11
- 第 11 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し  
同意を求めることについて……………19
- 第 12 議案第 2 号 岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関する条例  
の専決処分に関し承認を求めることについて……………20
- 第 13 議案第 3 号 岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例の専決処  
分に関し承認を求めることについて……………20

第 14	議案第 4 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	20
第 15	議案第 5 号 岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	20
第 16	議案第 6 号 岩手沿岸南部広域環境組合管理者専決条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	21
第 17	議案第 7 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	21
第 18	議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	21
第 19	議案第 9 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	22
第 20	議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	22
第 21	議案第 11 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	22
第 22	議案第 12 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	22
第 23	議案第 13 号 岩手沿岸南部広域環境組職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	23
第 24	議案第 14 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	23
第 25	議案第 15 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	23
第 26	議案第 16 号 岩手沿岸南部広域環境組合指定金融機関の指定についての専決処分の承認を求めることについて……………	23
第 27	議案第 17 号 岩手県市町村総合事務組合に加入することの協	

	議に関し専決処分の承認を求めることについて……………	24
第 28	議案第 18 号 平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算の専決処分の承認を求めることについて……………	24
第 29	議案第 19 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例……………	24
第 30	議案第 20 号 岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例……………	25
第 31	議案第 21 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例……………	25
第 32	議案第 22 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関する条例……………	25
第 33	議案第 23 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の再任用に関する条例……………	25
第 34	議案第 24 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例……………	26
第 35	議案第 25 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員互助会に関する条例……………	26
第 36	議案第 26 号 岩手沿岸南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例……………	26
第 37	議案第 27 号 岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金条例……………	26
第 38	議案第 28 号 岩手沿岸南部広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例……………	27
第 39	議案第 29 号 岩手沿岸南部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例……………	27
第 40	議案第 30 号 岩手沿岸南部広域環境組合負担金の算定に関する条例……………	27
第 41	議案第 31 号 公平委員会の事務の委託の協議に関し議決を求めることについて……………	27
第 42	議案第 32 号 平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 1 号)……………	28
第 43	議案第 33 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて……………	28
第 44	議案第 34 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて……………	28

出席議員（13名）

議長	志戸	田羽	丈	司	君
副議長	戸	羽	松	太	君
1番	岩	崎	敏	生	君
2番	両	川	利	之	君
4番	福	田	正	喜	君
5番	鈴	木	重	巳	君
6番	野	崎	喜	太	君
7番	松	坂	武	史	君
8番	平	田	靖	武	君
10番	大	村	雄	靖	君
11番	小野	寺	孝	雄	君
12番	熊	谷	人	孝	君
13番	吉	田	正	人	君

説明のため出席した者

管理者	小	沢	和	夫	君
副管理者	甘	竹	勝	郎	君
副管理者	中	里	長	門	君
副管理者	山	崎	三	雄	君
事務局長	高	橋	清	一	君
総務課長	新	沼	秀	人	君

事務局職員出席者

事業課	小	笠	成	幸
課長補佐	笠	原	成	幸
総務課	菊	池	公	男
総務係長	菊	池	公	男
総務課	伊	藤	真	基
係長	伊	藤	真	基
総務課	熊	谷	善	男
係長	熊	谷	善	男
幹事	白	澤	良	一
幹事	及	川	岩	治
幹事	及	川	定	脩
幹事	及	原	定	一
幹事	遠	藤		誠

## 午前 10 時会議を開く

事務局長（高橋 清一） 本日は、岩手沿岸南部広域環境組合の最初の議会でもありますので、議長が選出されますまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に職務を行うこととなっております。

出席議員の中で小野寺英雄議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

小野寺議員どうぞ議長席へご着席願います。

〔臨時議長小野寺英雄君議長席に着く〕

臨時議長（小野寺 英雄君） ただいま、ご紹介いただきました小野寺英雄でございます。地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を努めさせていただきます。議事の進行について、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は、13 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

臨時議長（小野寺 英雄君） これより、平成 18 年 5 月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしております議事日程により進めて参ります。

---

臨時議長（小野寺 英雄君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。（指定した仮議席末尾掲載）

---

臨時議長（小野寺 英雄君） 日程第 2、岩手沿岸南部広域環境組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票か指名推選のいずれかにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「指名推選」の声あり）

臨時議長（小野寺 英雄君） お諮りいたします。選挙の方法は、指名推薦の「声」がありますので地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（小野寺 英雄君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、



指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において、いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（小野寺 英雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議長に、志田丈司君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました志田丈司君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（小野寺 英雄君） ご異議なしと認めます。よって、志田丈司君が議長に当選されました。

志田丈司君が議場におられますので、本席から当選告知をいたします。

ただいま、議長に当選されました志田丈司君、登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

〔議長志田丈司君登壇〕

議長（志田 丈司君） ただいま議長から当選告知がなされましたとおり、皆様方のご決定によりまして、図らずも議長に当選させていただきました志田丈司であります。議長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

岩手沿岸南部広域環境組合議会の初代議長という大役を仰せつかりました事は、私にとりまして身に余る光栄であり、と同時にその責任の重さを痛感をしている次第であります。もとより浅学菲才な私ではありますが、議員各位のご指導ご鞭撻の下、公正な議会運営を通して、沿岸南部地域の循環型社会の形成に意を尽くしてまいり所存でございますので、今後とも議員各位のご協力を心からお願いを申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

臨時議長（小野寺 英雄君） これをもちまして、臨時議長の職務は終わりました。議員各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

それでは、志田議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長小野寺英雄君退席、議長志田丈司君着席〕

---

議長（志田 丈司君） それでは、日程に従いまして順次議事を進めて参ります。

日程第 3、議議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則を議題といたします。

お諮りをいたします。この際、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認め、これより議議案第 1 号を採決い

たします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 4、議議案第 2 号岩手沿岸南部広域環境組合議会傍聴規則についてを議題といたします。

お諮りをいたします。この際、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認め、これより議議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 5、議席の指定を行います。

議席の指定は、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において、ただいまご着席のとおりご指定をいたします。(指定した議席末尾掲載)

---

議長(志田 丈司君) 日程第 6、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において 1 番岩崎松生君 2 番両川敏之君の両名を指名いたします。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 7、会期の決定を行います。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 8、岩手沿岸南部広域環境組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は、投票か指名推選のいずれかにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「指名推選」の声あり）

議長（志田 丈司君） お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選の「声」がありますので地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。指名は議長において、いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

副議長に、戸羽太君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名いたしました戸羽太君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、戸羽太君が副議長に当選されました。

戸羽太君が議場におられますので、本席から当選告知をいたします。

ただいま、副議長に当選されました戸羽太君、登壇の上、ごあいさつをお願いをいたします。

〔副議長戸羽太君登壇〕

副議長（戸羽 太君） ただいま副議長に就任をさせていただくことになりました陸前高田の戸羽太でございます。その責任の重さを痛感しているところでございますが、広域を重んじながら、その職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 9、議長の報告であります。

管理者から今次臨時会の審議案件といたしまして、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 34 号までの 34 件の送付がありましたので、ご報告をいたします。以上で議長の報告を終わります。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 10、管理者のあいさつであります。管理者、登壇願います。管理者。

〔管理者小沢和夫君登壇〕

管理者（小沢和夫君） 挨拶に先立ちまして、本日の組合議会にご出席をいただきました副管理者の方々をご紹介します。副管理者の甘竹勝郎大船渡市長でございます。同じく中里長門陸前高田市長でございます。同じく山崎三雄大槌町長でございます。

それでは、岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会の開催にあたり、管理者といたしまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、釜石市議会をはじめ、構成各市町の議会において執行されました岩手沿岸南部広域環境組合議会議員選挙におきまして議員各位のご支援をいただき、見事当選の榮譽をいただきました。本日ここに最初の議会を開会することができましたことは、組合管理者として、誠に同慶にたえない次第であります。

私も、本年 4 月に当組合を構成する 3 市 2 町の市長、町長の中から互選により選ばれ、組合管理者の職に就いており、皆様と共に今後当組合の運営を預かることになりました。

私は、行政は住民のものであると考えており、住民の皆様の賛同をいただきながら、当組合が目指すべき循環型社会の構築の実現のため、組合議会をはじめ、国、県、構成市町並びに関係諸団体等の協力、連携を密にして、住民の皆様の期待にこたえていくつもりでございます。

沿岸南部地区の広域でのごみ処理の取組みは、平成 9 年に当時の厚生省が、ごみ処理広域化計画の策定を各都道府県に通知し、これを受けた岩手県が、平成 10 年に県内を六つのブロックに分ける岩手県ごみ処理広域化計画を策定し、今後のごみ処理については、広域で取り組む事を原則とした日から始まっております。

沿岸南部地区 3 市 2 町では、岩手県の広域化計画に基づき、平成 10 年以降共同で取り組む業務や施設建設また運営に要する費用の負担割合などについて、協議してまいりました。そして、平成 16 年 3 月には、沿岸南部地区ごみ処理基本計画と廃棄物循環型社会基盤整備事業計画を策定し、具体の検討に着手してきたところであります。その後三位一体改革による作業の遅れ等もございましたが、去る 2 月 15 日付で一部事務組合設置に関する協議書を構成 3 市 2 町で取り交わすと共に、3 市 2 町の議会におきまして、組合設立に係る規約を議決いただいております。そして本年 3 月 29 日岩手県に対し、岩手沿岸南部広域環境組合設立許可の申請を行い、去る 4 月 14 日には許可の通知を受けております。また 4 月 21 日には、初めての管理者副管理者会議を開催し、組合組織立ち上げに係る条例、予算を専決すると共に、第 1 回組合議会開催までのスケジュール等について、確認したところであります。

一方、広域のごみ処理施設建設に係る沿岸南部地域循環型社会形成推進地

域計画につきましては、3月31日付で国から承認されておりますし、平成18年度事業に係る交付金についても、4月7日付で県を通して内示がありましたことから、今後は目標としております平成23年度の広域処理の開始に向けて最大限の努力をして参る所存であります。

現在地方自治体は、地方分権が推進されると共に三位一体改革による税源移譲が行われる中、今後益々、自己決定、自己責任による自治体の運営が求められるものと考えております。このことは、一部事務組合である当組合におきましても同様であると認識しております。従いまして管理者である私及び副管理者の各市長、町長は勿論、組合議会の役割や責任も益々増大してくるものと考えます。

もとより私自身、浅学菲才でありますので、議員各位に何かとご指導いただくことと存じますが、何とぞ特段のご理解をいただき、沿岸南部地域の住民の福祉の向上と環境行政の進展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位の今後のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

議長（志田 丈司君） 以上で管理者のあいさつを終わります。

---

議長（志田 丈司君） 日程第11、議案第1号岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し同意を求めることについてから、日程第44、議案第34号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてまで、以上34件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長高橋清一君登壇〕

事務局長（高橋 清一君） ただいま、議題に供されました議案第1号岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し同意を求めることについてから、議案第34号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてまでの議案34件につきまして一括ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

本議案は、岩手沿岸南部広域環境組合の収入役といたしまして、釜石市収入役の桑畑喜一さんを選任したいので、岩手沿岸南部広域環境組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、桑畑さんの経歴につきましては、議案書の2ページのとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第4条の2の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

6ページをご覧ください。

議案第3号岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の条例及び規則並びに組合の機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

10ページをご覧ください。

議案第4号岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例の専決処分に関し承認を求めることについてを説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

13ページをご覧ください。

議案第5号岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、沿岸南部環境組合事務局の設置及びその分掌する事務に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

16ページをご覧ください。

議案第6号岩手沿岸南部広域環境組合管理者専決条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合議会の権限に属する軽易な事項で管理者が専決処分することのできる事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

19ページをご覧ください。

議案第7号岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第27条第2項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

22ページをご覧ください。

議案第8号岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

げます。

この条例は、地方公務員法第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるもので、この施行期日は公布の日からとしたものでございます。

26 ページをご覧ください。

議案第 9 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

29 ページをご覧ください。

議案第 10 号岩手沿岸南部広域環境組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 203 条第 5 項及び同法第 204 条第 3 項の規定に基づき、特別職の職員の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

33 ページをご覧ください。

議案第 11 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

60 ページをご覧ください。

議案第 12 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第 292 条に準用する同法第 203 条第 5 項及び同法第 204 条第 3 項の規定に基づき、公務のため旅行する一般職の職員及び職員以外の者に対し、支給する旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

73 ページをご覧ください。

議案第 13 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の服務の宣誓に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

76 ページをご覧ください。

議案第 14 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

ます。

この条例は、地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

79 ページをご覧ください。

議案第 15 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもので、その施行期日は公布の日からとしたものでございます。

この議案第 2 号から第 15 号まで条例 14 件につきましては、議会を招集する暇がないものと認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、平成 18 年 4 月 21 日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に 88 ページをご覧ください。

議案第 16 号岩手沿岸南部広域環境組合指定金融機関の指定についての専決処分の承認を求めることについてを説明申し上げます。

この議案は、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる指定金融機関として株式会社岩手銀行を指定したものでございます。

91 ページをご覧ください。

議案第 17 号岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この議案は、常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務及び地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を共同処理するため、岩手県市町村総合事務組合に加入したものでございます。

議案第 16 号及び議案第 17 号の 2 件の議案につきましては、組合運営上必要なものでありますが、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法第 229 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 21 日付で専決処分を行いましたことから、同法第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、別冊となっております平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算の専決処分に係る議案書をご覧ください。

議案第 18 号平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算専決処分の予算を求めることについて、組合設置に伴い、予算執行上、予算編成の必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 21 日付けで専決処分を行いましたことから、同法第 3 項の規定により今議会に報告し、



承認を求めるものでございます。

同じ冊子となっております予算書の1ページをご覧ください。

本予算は、平成18年4月14日組合設置に伴い専決処分したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270万円と定めるものでございます。

第1表歳入歳出予算の主な内容といたしましては、歳入につきましては、組合を構成いたします。釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金につきまして、均等割10%、人口割90%の割で算定いたしました額を計上しております。

歳出につきましては、議会運営に必要な経費と職員の旅費及び組合の公印作成に必要な経費を計上しております。

なお、詳細につきましては、同じ冊子となっております、予算に係る説明書をご覧くださいと存じます。

議案書の100ページをご覧ください。

議案第19号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

102ページをご覧ください。

議案第20号岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例についてご説明申し上げます。

この条例は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し共通事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

117ページをご覧ください。

議案第21号岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合に常勤する一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

118ページをご覧ください。

議案第22号岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

121ページをご覧ください。

議案第 23 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の再任用に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに地方公務員法の一部を改正する法律附則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の再任用に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

123 ページをご覧ください。

議案第 24 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 6 条の 2、第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

127 ページをご覧ください。

議案第 25 号岩手沿岸南部広域環境組合職員互助会に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の組織する適切な互助団体の設立を促進し、その効率的な運営を図ることにより、職員の福利増進と服務遂行能率の向上に資するため、必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

130 ページをご覧ください。

議案第 26 号岩手沿岸南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

132 ページをご覧ください。

議案第 27 号岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金条例についてご説明申し上げます。

この条例は、災害復旧、緊急に実施する建設事業、地方債の繰り上げ償還、その他必要止むを得ない理由により生じた経費、翌年度以降の財政の健全な運営に資する財源及び収入欠陥を埋めるための財源に充当するため、財政調整基金を設置するもので、その施行期日は公布の日からとしようとするものでございます。

134 ページをご覧ください。

議案第 28 号岩手沿岸南部広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 5

号及び第 8 号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

136 ページをご覧ください。

議案第 29 号岩手沿岸南部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第 292 条において準用する同法第 237 条第 2 項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

139 ページをご覧ください。

議案第 30 号岩手沿岸南部広域環境組合負担金の算定に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、岩手沿岸南部広域環境組合規約第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づく、関係市町の負担金の算定に関し必要な事項を定めようとするもので、その施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

以上、議案第 19 号から議案第 30 号までの条例 12 件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。

141 ページをご覧ください。

議案第 31 号公平委員会の事務の委託の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

この議案は、事務委託に関する規約を定めて公平委員会の事務を岩手県に委託することについて、同県と協議するもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により提案するものでございます。

次に、別冊となっております平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算の 1 ページをご覧ください。

議案第 32 号平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,207 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,477 万円 3 千円とするものでございます。

2 ページから順次ご覧を願います。

第 1 表歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要を説明申し上げます。

歳入の主な内容といたしましては、第 1 款分担金及び負担金につきまして、構成市町からの分担金の増額を計上し、第 3 款国庫支出金におきまして、平成 18 年度事業に伴う交付金の見込み額を計上しております。

次に、歳出の主な内容といたしましては、第 2 款総務費におきまして、事務局職員 6 名分の給与費を新たに計上し、第 3 款衛生費におきまして、循環

型社会形成推進地域計画に基づく、環境影響評価業務及び事業者選定業務を計上いたしております。

4 ページをご覧ください。

第 2 表債務負担行為につきましては、環境影響評価業務及び事業者選定業務の 2 件を計上しております。

なお、ただいま説明申し上げました平成 18 年度補正予算第 1 号の詳細につきましては、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、平成 18 年度補正予算 1 件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

議案書の 144 ページをご覧ください。

議案第 33 号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

本議案は、岩手沿岸南部広域環境組合の監査委員といたしまして、大村文靖さんを岩手沿岸南部広域環境組合議会議員のうちから選任したいので、岩手沿岸南部広域環境組合同規約第 14 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、大村さんの経歴につきましては、議案書 145 ページのとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

議案書の 146 ページをご覧ください。

議案第 34 号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

本議案は、岩手沿岸南部広域環境組合の監査委員といたしまして、大槌町監査委員の佐藤稲満さんを選任したいので、岩手沿岸南部環境組合同規約第 14 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、佐藤さんの経歴につきましては、議案書 147 ページのとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（志田 丈司君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 11、議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合収入役の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって直ちに採決いたします。本案については原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議ありませんので、原案に同意することに決しました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 12、議案第 2 号岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 13、議案第 3 号岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 14、議案第 4 号岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 4 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 15、議案第 5 号岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 16、議案第 6 号岩手沿岸南部広域環境組合管理者専決条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 17、議案第 7 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 18、議案第 8 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 8 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 19、議案第 9 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 20、議案第 10 号岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 10 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 21、議案第 11 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 22、議案第 12 号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 12 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 23、議案第 13 号岩手沿岸南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 13 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 24、議案第 14 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 14 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 25、議案第 15 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 15 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 26、議案第 16 号岩手沿岸南部広域環境組合指定金融機関の指定についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 16 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 27、議案第 17 号岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 17 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 28、議案第 18 号平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 17 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

議長(志田 丈司君) 日程第 29、議案第 19 号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例を議題といたします。これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 19 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志田 丈司君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 30、議案第 20 号岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 20 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 31、議案第 21 号岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 21 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 32、議案第 22 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 22 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 33、議案第 23 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の再任用に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 23 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 34、議案第 24 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 24 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 35、議案第 25 号岩手沿岸南部広域環境組合職員互助会に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 25 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 36、議案第 26 号岩手沿岸南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 26 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 37、議案第 27 号岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 27 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 38、議案第 28 号岩手沿岸南部広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 28 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 39、議案第 29 号岩手沿岸南部広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 29 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 40、議案第 30 号岩手沿岸南部広域環境組合負担金の算定に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 30 号を採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 41、議案第 31 号公平委員会の事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 31 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり

り可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 42、議案第 32 号平成 18 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 1 号を議題といたします。これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 31 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 43、議案第 33 号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって直ちに採決をいたします。本案についての原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議ありませんので、原案に同意することに決しました。

---

議長（志田 丈司君） 日程第 44、議案第 34 号岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議なしと認めます。よって直ちに採決をいたします。本案については原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志田 丈司君） ご異議ありませんので、原案に同意することに決しました。

---

議長（志田 丈司君） 以上で本臨時会に付議されました議案等の全部を議了いたしました。各位には、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただき

まして誠にありがとうございます。これをもちまして、平成 18 年 5 月岩手沿岸南部広域環境組合臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午前 11 時 14 分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時議長 小野寺 英 雄

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 志 田 丈 司

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 岩 崎 松 生

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 両 川 敏 之

指定した仮議席

1番	岩	崎	松	生	君
2番	両	川	敏	之	君
3番	志	田	丈	司	君
4番	福	田	利	喜	君
5番	鈴	木	正	巳	君
6番	野	崎	重	太	君
7番	松	坂	喜	史	君
8番	平	田		武	君
9番	戸	羽		太	君
10番	大	村	文	靖	君
11番	小	野寺	英	雄	君
12番	熊	谷	常	孝	君
13番	吉	田	正	人	君

---

指定した議席

1番	岩	崎	松	生	君
2番	両	川	敏	之	君
3番	志	田	丈	司	君
4番	福	田	利	喜	君
5番	鈴	木	正	巳	君
6番	野	崎	重	太	君
7番	松	坂	喜	史	君
8番	平	田		武	君
9番	戸	羽		太	君
10番	大	村	文	靖	君
11番	小	野寺	英	雄	君
12番	熊	谷	常	孝	君
13番	吉	田	正	人	君